

# 中 建 国 保 に 加 入 し て い る 皆 様 へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**国民健康保険料が減免となります。**

## 【保険料減免の対象となる世帯・期間】

対 象 と な る 世 帯	対象となる期間
組合員が新型コロナウイルス感染症により、 重篤な傷病を負った世帯	令和2年4月～9月 (6ヵ月間)
組合員の事業収入等の減少額が令和元年の 収入額の10分の5以上	
組合員の事業収入等の減少額が令和元年の 収入額の10分の5未満10分の4以上	令和2年4月～7月 (4ヵ月間)
組合員の事業収入等の減少額が令和元年の 収入額の10分の4未満10分の3以上	令和2年4月～6月 (3ヵ月間)

## 【届出に必要な書類】

### I. 新型コロナウイルス感染症と診断され、重篤な傷病を負った組合員

- ① 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免に関する申請書

### II. 事業収入等の減少が見込まれる個人事業所の事業主及び一人親方

- ① 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免に関する申請書
  - ② 収入状況申告書
  - ③ 令和元年分の確定申告書の控えもしくは事業収入額が記載された令和2年度分所得・課税証明書
  - ④ 全建総連作成の「所得計算書」や売上台帳の写し等、令和2年4月～6月分の売上が減少していることが客観的に判断できる書類
  - ⑤ 入金状況の分かる預金通帳の写し
- ※ ⑤については可能な限り添付してください。

### III. 給与収入（役員報酬）が減少した法人事業所の事業主及び従業員、個人事業所の従業員

- ① 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免に関する申請書
- ② 収入状況申告書
- ③ 令和元年分の源泉徴収票の控えもしくは給与収入額が記載された令和2年度分所得・課税証明書
- ④ 令和2年4月～6月分の給与明細・賃金台帳等、給与・報酬が減少していることが客観的に判断できる書類

※ 就労形態・就労先が変わったことによる収入減少は保険料減免の対象となりません。

詳しくは所属の支部・出張所にお問合せください。